

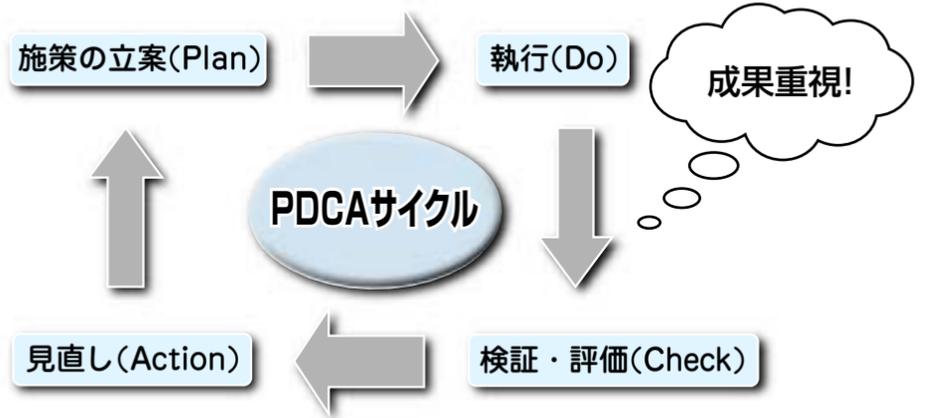
# 行政評価の結果を公表します

八潮市では、平成15年度から行政評価制度を導入しました。市のホームページでもその結果について公表していますが、今回はその概要についてお知らせします。

## 行政評価とは

行政評価の目的は、一般に行政サービスの成果を重視し、施策や事業を絶えず見直していく制度を確立することであると言われています。施策の立案(Plan)→執行(Do)→検証・評価(Check)→見直し(Action)の頭文字を取ったいわゆるPDCAサイクルを構築することで、成果重視の視点から個々の事業ごとに検証・評価し、その結果をわかり易く公表する仕組みを作り、市民の皆さんに対する行政の説明責任を果たしていくものです。

また、行政評価の過程で、職員の意識改革、計画と予算の効果的・効率的な推進を図ることができると考えています。



## 行政評価導入の背景

行政評価は、行政改革を推進するための新たな手段として、各地方公共団体にその重要性が広く認識されるようになってきました。八潮市も近年の厳しい社会経済状況の中、効率的で

質の高い行政運営を推進していくため、行政評価を導入しました。

## 八潮市の行政評価

八潮市の行政評価は、平成15年度実施のすべての事業および平成16年度に新規に予算を要求する事業を対象としています。このうち、法律に基づいて実施しなければならない義務的業務（戸籍事務や国民年金事務等）、点検整備などの法的に義務付けられている事務、さらに、下水道や国民健康保険などの特別会計事務、選挙管理委員会や農業委員会などの行政委員会事務等は除いています。

維持のいずれかの評価とし、今後の方針等について記載します。

### 評価の手順

**I 第1次評価**：事業を所管する課で事業別調書を作成し、担当課長が第1次評価をします。

事業別調書には事業の概要、内容や予算の内訳を記載します。第1次評価票は、重要度、緊急度、財源度を総合的に評価するようになっており、100点満点の点数制で評価します。さらに、これを踏まえて、事業の今後を廃止、休止、終了、縮小、統合、

**II 第2次評価**：第1次評価の結果を基に担当部長が全庁的な視点に立ち、A B Cの3つのランクで第2次評価をします。A評価は見直しの必要性や可能性のあるもの、B評価は計画どおり実施する必要性の高いもの、C評価は法的に定められているものや評価になじまないもので対象外としています。

A評価については、さらにA1（廃止）、A2（休止）、A3（終了）、A4（縮小）、A5（統合）の5段階に分類しています。

**III 第3次評価**：各課に対し個々の事業についてのヒアリングを実施したのち、第2次評価の結果を踏まえ、助役、収入役、教育長による行政評価委員会で第3次評価である最終評価を行います。第3次評価は第2次評価と同様に、A B Cの3つのランクによる評価を行います。

